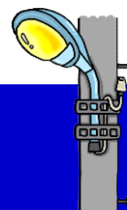


令和7年4月1日～開始

新制度

防犯対策品



（防犯灯・防犯カメラ・防犯機能付電話機）
の設置費用を助成します！

目 的	犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指すとともに、空き巣や特殊詐欺等の犯罪を未然に防止するため、設置に要する経費の一部を助成します。			
補助対象者	○団体・・・行政地区、防犯灯組合、地域振興会、地域団体 等			
	○個人・・・本市に住民票があり、市税などの滞納のない人 等			
	防犯対策品	対象者	備 考	
	防犯灯	団体	地域運営組織・組織内の行政地区は除く	
	防犯カメラ	団体		
		個人		
	防犯機能付電話機	個人	満65歳以上のみの世帯が対象	
補助対象事業	防犯設備工事を市内で営業する工事事業者等が施工すること。ただし、個人で設置する防犯カメラ、防犯機能付電話機本体の購入は、市内・市外を問いません。			
	防犯対策品	内 容		
	防犯灯	市道、受益者が2戸以上関係している道路、LED型 等		
	防犯カメラ	【団体】道路・公園等 【個人】自宅前・玄関前（原則、敷地内）を撮影するもの等 ※機能基準があります		
	防犯機能付電話機	自動録音機能、自動切断機能 等		
補助対象経費	(1) 防犯対策品本体			
	(2) 電源・配線等の電気工事一式に要する経費			
	(3) 防犯カメラを構成する機器に要する経費 等			
補助率・申請台数上限	防犯対策品	補助金額・率	補助金上限額	申請台数上限
	防犯灯	15,000円/台	15,000円	なし
	防犯カメラ	補助対象経費の1/2	団体：200,000円	団体：2台/年
			個人：50,000円	個人：1台/世帯
	防犯機能付電話機		5,000円	1台/世帯
その他	(1) 個人への補助金は、相当額を「にーみんポイント」で交付します。			
	(2) 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。			
問い合わせ先	新見市市民生活部交通対策課 〒718-8501 新見市新見310-3（新見市役所1階） TEL：0867-72-6122 FAX：0867-72-6107 mail：koutsu@city.niimi.lg.jp		安全安心なまちを作ろう！	



新見市HP



安全安心な
まちを作ろう！

